

## 講義における新型コロナウイルス感染症の対応について

### 1 基本的な感染予防対策


風邪や季節性インフルエンザ等種々の感染症を含めた予防と同じように、普段から咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）手洗い（手指消毒）などの感染症対策を実施してください。

### 2 講義について

年度当初予定及び学年歴の通り、年度当初ガイダンス・講義及び学内行事が実施されます。変更がありましたらメール及び掲示にて随時連絡いたします。

### 3 講義における座席について

講義を受講する際には必ず、前後左右空けて座ってください。  
隣同士では座らないでください。教室が狭い場合はこの通りではありません。その際は担当教員の指示に従ってください。

例  所にお座りください

教卓

	1列目は必ず空けてください。				
	■		■		■
■		■		■	
	■		■		■
■		■		■	
	■		■		■

### 4 教室の換気について

換気に努め、暖房及び冷房が必要な時以外は、講義中でも若干窓は開けておいてください。（講義終了後は必ず窓を施錠してください。）

### 5 本学の新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、同感染症が政令により「指定感染症」として指定されました。これにより、学校保健安全法に定める第一種感染症とみなされ、「学校において予防すべき感染症」となることを踏まえ、本学の対応を以下の通りとします。

(1) 出席停止

新型コロナウイルス感染症と診断された学生は、学校保健安全法第19条の規定により、「出席停止」となります。必ず大学事務局へ連絡してください。

(2) 出席停止の期間

学校保健安全法施行規則第19条第1項の規定により、出席停止期間は「治癒するまで」となり、登校の再開にあたっては、医師の登校許可が出るまで登校することができません。受診している医療機関の医師に感染症が治癒し登校に支障がないことを証明する診断書を発行してもらい、大学事務局に提出してください。

(3) 出席停止により欠席した授業等の取扱いについて

出席停止により欠席した授業等については、学生の不利益とならないように、レポート・追試験等の代替措置を講じるなど適切な配慮を行うので、快復し登校を再開した際は大学事務局へ申し出て指示に従ってください。

6 変更について

この件について変更等がありましたら、メール及び掲示版で連絡いたします。ご不明な点がございましたら大学事務局までお問い合わせください。